平成28年度 (第2回) 小金井市地域公共交通会議

日 時 平成29年3月21日(火)午前10時~ 場 所 小金井市役所前原暫定A会議室

会議次第

議題

- (1) CoCoバス車内広告について
- (2) СоСоバス各ルートの課題について
- (3) その他

〔資料〕

- (1) C o C o バス広告収入の実施について (資料 1 1 ~ 4)
- (2) СоСоバス導入経過及び各路線概要
- (3) 市内広域地図
- (4) 小金井市地域公共交通会議設置要綱
- (5) 小金井市地域公共交通会議委員名簿

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市コミュニティバス運行事業に使用するバス車両において、運行事業者が車内放送及びポスター掲出する広告の審査について、小金井市広告掲載取扱要綱(平成24年9月18日制定。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 小金井市コミュニティバスは、公共交通機関であることから広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。また、この基準により、広告を審査する場合には、その文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定、市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分に配慮した上で、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告の基準)

- 第3条 ポスター掲出については、掲出の都度、要綱及び別表に定める業種ごとの基準に基づいて審査し、掲出の可否を決定するものとする。
- 2 別表に記載の無い業種については、要綱並びにそのサービス、商品等についての 必要な許可又は免許等の有無及び広告表示関連法令等の違反の有無等に基づいて審 査し、掲出の可否を決定するものとする。
- 3 車内放送については、前2項に準じて取り扱うものとする。 (その他)
- 第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成29年3月10日から施行する。

別表(第3条関係)

業	種 等	基準	主な関係
			法令
1	人材募集	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっ	労働基準
		旋の疑いのあるものは掲出しない。	法(昭和2
		(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の	2年法律

		売りつけ又は資金集めを目的とするものは掲出	第49号)
		しない。	
2	語学教室	(1) 安易さ又は授業料・受講料の安価さを強調する	
		表現が使用されているものは掲出しない。	
		例:「1か月で確実にマスターできる」等	
		(2) 受講料とは別に教材費が必要となる場合には、	
		その旨を表示する。	
3	学習塾、	(1) 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観	
	予備校等	的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表	
	(専門学	示する。	
	校を含	(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用	
	む。)	いたもので、その実態、内容、施設等が不明確な	
		ものは掲出しない。	
4	外国大学	次の主旨を明確に表示する。	学校教育
	の日本校	「この大学は、日本の学校教育法に定める大学	法(昭和2
		ではありません。」	2年法律
			第26号)
5	資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で	
		資格講座を設け、それがあたかも国家資格であ	
		り、各企業は労務管理士を置かなければならない	
		という誤解を招くような表現は使用しないもの	
		とし、次の主旨を明確に表示する。	
		「この資格は、国家資格ではありません。」	
		(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だ	
		けで国家資格が取れるというような紛らわしい	
		表現は使用しないものとし、次の主旨を明確に表	
		示する。	
		「資格取得には、別に国家試験を受ける必要が	
		あります。」	
		(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の	
		売りつけ又は資金集めを目的とするものは掲出	

		しない。	
		(4) 受講費用が全て公的給付で賄えるように誤認	
		される表現が使用されているものは掲出しない。	
6	病院、診	医療法 (昭和23年法律第205号) 第6条の5	医療法
	療所及び	から第6条の7までの規定、関係法令、厚生労働省	
	助産所	の告示、同省の医業若しくは歯科医業又は病院若し	医業若し
		くは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適	くは歯科
		正化のための指導等に関する指針(平成19年3月	医業又は
		30日医政発第0330014号厚生労働省医政	病院若し
		局長通知) などに定める広告規制等の関連規定に反	くは診療
		する表現が使用されているものは掲出しない。	所に関し
			て広告し
			得る事項
			等及び広
			告適正化
			のための
			指導等に
			関する指
			針
7	施術所	(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等	あん摩マ
	(あん摩	に関する法律(昭和22年法律第217号)第7	ツサージ
	マッサー	条又は柔道整復師法(昭和第45年法律第19	指圧師、は
	ジ指圧、	号) 第24条の規定により広告できる事項以外の	り師、きゆ
	はり、き	表現が使用されているものは掲出しない。	う師等に
	ゅう及び	(2) 施術者の技能、施術方法は経歴に関する表現が	関する法
	柔道整	使用されているものは掲出しない。	律
	復)	(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設	
		(整体院、カイロプラクティック、エステティッ	柔道整復
		ク等)の広告は掲出しない。	師法
8	薬局、薬	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性	医薬品、医
	店、医薬	の確保等に関する法律(昭和35年法律第145	療機器等

	品、医薬	号) 第66条から第68条までの規定及び厚生労	の品質、有
	部外品、	働省の医薬品等適性広告基準 (昭和55年10月	効性及び
	化粧品及	9日薬発第1339号厚生省局薬務局長通知)の	安全性の
	び医療用	規定並びに各法令所管省庁の通知等の規定に反	確保等に
	具(健康	する表現が使用されているものは掲出しない。	関する法
	器具、コ	(2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を	律
	ンタクト	表示する。	
	レンズ	(3) 広告を掲載する事業者が、事業所在地を所管す	医薬品等
	等)	る地方自治体の薬務担当部署において広告内容	適正広告
		が適法・適正であることについて確認をとってい	基準
		ること。	
9	健康食	(1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第3	健康増進
	品、保健	1条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	法
	機能食品	全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法	
	及び特別	(昭和22年法律第233号)第20条及び各法	食品衛生
	用途食品	令の所管行政庁の通知等の規定に反する表現が	法
		使用されているものは掲出しない。	
		(2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・	
		効果について表示されているものは掲出しない。	
		(3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広	
		告内容が国及び法令により認められている表示	
		事項の範囲とし、法令等により定められている表	
		示すべき事項を表示する。	
		(4) 広告を掲出する事業者が、事業者所在地を所管	
		する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部	
		署において広告内容が適法・適正であることにつ	
		いて確認をとっていること。	
1 0	介護保険	(1) サービス全般(老人保健施設を除く。)	介護保険
	法(平成	ア 介護保険の保険給付対象となるサービスと	法
	9年法律	それ以外のサービスを明確に区別して表示し、	
	第123	誤解を招く表現が使用されているものは掲出	有料老人
•	•		.

号) に規 しない。 ホーム設 定するサ イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表 置運営標 ービスそ 者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 準指導指 の他の高 ウ その他サービスを利用するに当たって、他の 針 事業者と比べて有利であると誤解を招くよう 齢者福祉 サービス な表現が使用されているものは掲出しない。 有料老人 例:「小金井市事業受託事業者」等 ホームに 筡 (2) 有料老人ホーム 関する不 ア 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成 当な表示 14年7月18日老発第0718003号厚 生労働省老建局長通知) に規定する事項を遵守 し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び有 料老人ホームの表示事項」の各類型の表示事項 を、全て表示する。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものである こと。 ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成 16年公正取引委員会告示第3号)及び同表示 の運用基準に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲出主体に関する表示は、法人名、代表 者名、所在地、連絡先、担当者名簿等一般的な ものとする。 イ その他の利用に当たって著しく有利である と誤解を招くような表現が使用されているも のは掲出しない。 (4) 介護老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる 事項以外の事項は表示しない。 1 1 墓地等 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年 墓地、埋葬 月日、許可番号及び経営者名を表示する。 等に関す る法律(昭

			和 2 3 年
			法律第4
			8号)
1 2	不動産事	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、	宅地建物
	業	電話番号、認可免許証番号等を表示する。	取引業法
		(2) 不動産取引に関する広告の場合は、取引態様、	(昭和2
		物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び	7年法律
		取引条件の有効期限を表示するとともに、不動産	第 1 7 6
		の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取	号)
		引委員会告示第23号)による表示規制に従うも	
		のとする。	不動産の
		(3) 契約を急がせる表現が使用されているものは	表示に関
		掲出しない。	する公正
		例:「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等	競争規約
1 3	弁護士、	(1) 各業に関する法令、監督団体等の定める広告規	
	司法書	制に抵触する内容ではないこと。	
	士、行政	(2) 弁護士については、その氏名及び所属する弁護	
	書士、税	士会の名称を表示する。	
	理士及び	(3) 原則として、勝訴率、顧問先又は依頼者、受任	
	公認会計	中の案件、担当又は関与した事件等は掲出しな	
	士	Vio	
		(4) 誇大又は過度な期待を抱かせる表現が使用さ	
		れているものは掲出しない。	
1 4	旅行業	(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を表示する。	旅行業法
		ただし、補償については、広告内に全て表示する	
		必要はなく、詳細内容が掲載されているホームペ	募集型企
		ージ等への誘導等があればよいものとする。	画旅行の
		(2) 不当な表現が使用されているものは掲出しな	表示に関
		Vio	する公正
		例:白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にな	競争規約
		い場所の写真等	(公正取

ı	1	1	,
		(3) その他の広告表示については旅行業法(昭和2	引委員会
		7年法律第239号)第12条の7及び第12条	認定 (平成
		の8並びに旅行業公正取引協議会の募集型企画	4年5月
		旅行の表示に関する公正競争規約に反しないこ	2 6 日公
		と。	取引指第
			7 1 号))
1 5	通信販売	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57	特定商取
	業	号) 第11条及び第12条並びに特定商取引に関す	引に関す
		る法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89	る法律
		号) 第8条から第11条までの規定に反しないこ	
		と。	特定商取
			引に関す
			る法律施
			行規則
1 6	雑誌、週	(1) 適正な品位を保った広告であること。	
	刊誌等	(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等	
		の点で適正なものであること、及び不快感を与え	
		ないものであること。	
		(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写	
		真) が使用されているものは掲出しない。	
		(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)	
		の人権・プライバシーを不当に侵害するような表	
		現が使用されているものは掲出しない。	
		(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、	
		プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある	
		表現であること。	
		(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉	
		やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念	
		を与えないものであること。	
		(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告	
		では、氏名及び写真は原則として表示しない。	
I	I	I	ı

		(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現が使用さ	
		れているものは掲出しない。	
1 7	映画、興	(1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するよ	
	行等	うな表現が使用されているものは掲出しない。	
		(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつ	
		な表現が使用されているものは掲出しない。	
		(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲出しない。	
		(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張し	
		た表現が使用されているものは掲出しない。	
		(5) ショッキングなデザインは使用しない。	
		(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのある	
		表現が使用されているものは掲出しない。	
		(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内	
		容を表示する。	
1 8	古物商、	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可	廃棄物の
	リサイク	等を受け、その番号を表示する。	処理及び
	ルショッ	(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得し	清掃に関
	プ等	ていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示は	する法律
		しない。	(昭和4
		例:「回収」「引取り」「処理」「撤去」「廃棄」	5年法律
		等	第 1 3 7
			号)
1 9	結婚相談	(1) 業界団体に加盟していること。	
	所及び交	(2) 掲出内容は、名称、所在地、一般的な事業案内	
	際紹介業	等に限る。	
		(3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を	
		整えていること(一般財団法人日本情報経済社会	
		推進協会のプライバシーマークを取得している	
		等)。	
2 0	労働組合	(1) 掲出内容は、名称、所在地、一般的な事業案内	
	等一定の	等に限る。	

	社会的立	(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対	
	 場と主張		
	を持った	いるものは掲出しない。	
	組織		
2 1	募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け	
		ていること。	
		(2) 次の主旨を明確に表示する。	
		「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活	
		動です。」	
2 2	質屋及び	(1) 個々の相場、金額等は表示しない。	
	チケット	例:「○○のバッグ 50,000 円」「航空券 東京	
	等再販売	~福岡 15,000 円」等	
	業	(2) 有利さを誤認させるような表現が使用されて	
		いるものは掲出しない。	
2 3	トランク	(1) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第25	倉庫業法
	ルーム及	条の認定を受けたトランクルーム以外の倉庫に	
	び貸し収	ついて、認定トランクルームもしくは優良トラン	
	納業者	クルームという名称又はこれらと紛らわしい名	
		称は表示しない。	
		(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクル	
		ーム」の名称は表示しないものとし、次の主旨を	
		明確に表示する。	
		「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランク	
		ルーム"ではありません。」等	
2 4	ウイーク	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等	
	リーマン	を受けていること。	
	ション等		
2 5	金融商品	(1) 投資信託等	
		ア 将来の利益が確実であるような表現又は保	
		証されているような表現が使用されているも	
		のは掲出しない。また、利益について記載する	

場合は必ず予想に基づくものであることを明 示する。

- イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つよう に分かりやすく表示する。
- (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引 (FX) 等
 - ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに 必要な資格を持った事業者であること。なお、 名称、登録番号及び業界団体会員であることは 必ず表示する。
 - イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心を あおるものでないこと。
 - ウ 利益保証がないこと、損出が生じる可能性が あること等のリスクを、目立つように分かりや すく表示する。
- (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、前2号の規定を準 用する。

26 その他、表示について注意を要すること。

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を表示する。

例:「メーカー希望小売価格の30%引き」等

- (2) 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合には、その旨表示する。 例:「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかり ます。」等
- (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格又は法人名並びに広告主の所 在地及び連絡先を表示する。連絡先については固 定電話とする。法人格を有しない団体の場合は、

責任の所在を明らかにするために、代表者名を表示する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認できないものは掲出しない。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現が使用されているものは掲出しない。疑義がある場合は、広告主が消費者庁等の関係機関に確認すること。

例:「メーカーの希望価格の50%引き」 (宝石には通常、メーカー希望価格はない。)

- (7) 個人輸入代行業の個人営業広告 必要な資格を有していない場合や、事務所の所 在地等の実態がない場合は掲出しない。
- (8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

例:「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現はしない。

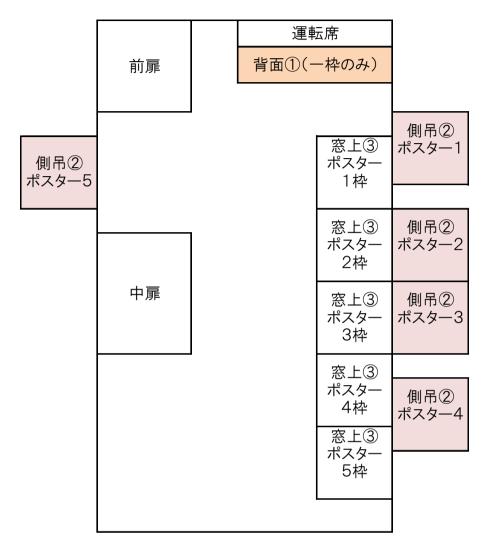
例:お酒を飲んでいる、又は飲もうとしてい

る姿等

広告掲載バス車内位置図及び広告単価表

1 掲載位置図

前





背面 ①×1ヶ所



側吊 ②×5ヶ所



窓上③×5ヶ所



2 車内ポスター

 運行台数
 運転席背面① (税別)

 7
 21,000円/月額
 7,000円/週額

納金額

12,600円/月額

4,200円/週額



車内風景

※ 窓上③は庁内広報専用とする。

資料1-3

車内アナウンスに係る停留所ランク一覧表

北東部循環 貫井前原循環 東町循環 中町循環

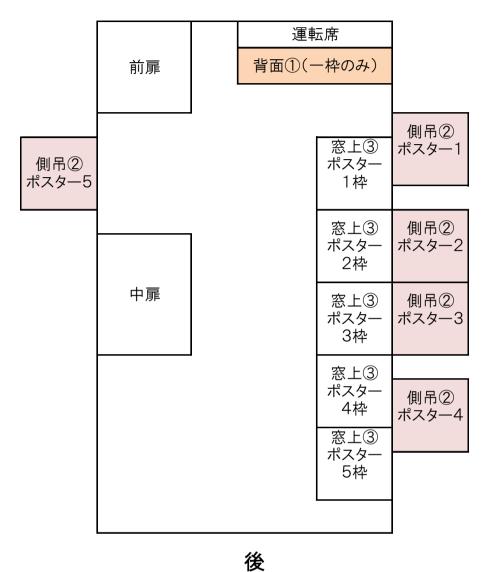
No.	停留所名	ランク	No.	停留所名	ランク	No.	停留所名	ランク	No.	停留所名	ランク
1	けやき通り商店街	В	1	小金井市第二庁舎	В	1	歯科大グランド前	В	1	東大通り南	С
2	緑町五丁目	С	2	小金井市役所前	В	2	駅開設記念館前	С	2	中町二丁目	С
3	地蔵通り西	С	3	平代坂下	С	3	東町三丁目	С	3	武蔵公園入口	С
4	地蔵通り下山谷	С	4	幡随院	С	4	富士見通り東	С	4	中町一丁目	С
5	緑町一丁目	С	5	神明宮入口	С	5	農工大通り東	С	5	美術館入口	С
6	東小金井駅	Α	6	前原小学校前	С	6	東町二丁目	С	6	中山谷	С
7	梶野町五丁目	В	7	ハナダイコン緑地	С	7	新小金井通り	С	7	市立図書館前	С
8	北大通り三小前	С	8	貫井南センター入口	С	8	都営東町アパート	С	8	農工大通り商店街	С
9	小金井第三小学校	В	9	池の上通り	С	9	東町一丁目	С	9	大隈病院前	C
10	花見橋北	С	10	貫井団地	С	10	新小金井駅	Α	0	武蔵小金井駅南口	Α
11	法政大学	В	11	新町東公園	С	11	野川公園入口	С	10	南一番街	В
12	梶野橋	С	12	新町一丁目東	С	11-2	東町四丁目交差点	С	11	中町四丁目	С
13	小金井公園入口	В	13	新町二丁目北	С	12	東大通り南	С	12	第一小学校	В
14	たてもの園入口	В	14	千手院東	С	13	くりやま通り	С	13	市立図書館前	
15	桜町病院入口	С	15	貫井南町二丁目	С	0	東小金井駅南口	Α	14	中町三丁目	С
16	グリーンタウン	С	16	貫井南センター入口					15	八重垣稲荷神社	С
17	緑町四丁目	С	17	ハナダイコン緑地					16	つきみの園	С
18	三光院前	С	18	前原小学校前					17	農工大前	С
19	本町二丁目北	С	19	神明宮入口					18	栗山公園	С
20	小金井郵便局	В	20	幡随院					0	新小金井駅	Α
20-2	稲穂神社前	С	21	平代坂下							
21	小金井市役所入口	В	22	小金井市役所前							
0	武蔵小金井駅北口	Α	23	小金井市第二庁舎							
			0	武蔵小金井駅南口	Α						

[※] 塗り潰し部分は、往復でバス停のある箇所。 アナウンスについては、往復流し、料金は2倍とする。

広告掲載バス車内位置図及び広告単価表

1 掲載位置図

前





背面 ①×1ヶ所



側吊 ②×5ヶ所



窓上③×5ヶ所



2 車内ポスター

 運行台数
 運転席背面① (B3サイス・)
 側吊② (B3サイス・)

 7
 21,000円/月額
 7,000円/週額

納金額

12,600円/月額

4,200円/週額



車内風景

※ 窓上③は庁内広報専用とする。